

公の施設の指定管理者の指定の件（豊平川さけ科学館）

平成27年（2015年）11月27日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、  
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称  
札幌市豊平川さけ科学館
- 2 公の施設の位置  
札幌市南区真駒内公園
- 3 指定管理者  
札幌市中央区北1条東1丁目6番地16  
公益財団法人札幌市公園緑化協会  
理事長 浅川 昭一郎
- 4 指定期間  
平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

（理由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、豊平川さけ科学館の指定管理者を指定するため、本案を提出する。